

平成18（2006）年9月14日 定例会質疑  
障害者自立支援法 地域生活支援事業について

#### No.110 灰垣和美議員

るるお話がございましたけれども、障害者福祉サービスにつきましては、利用者の立場に立った制度を構築するために、先ほどもありました、平成15年度に支援費制度が導入されました。これは措置制度から利用、要するに契約制度に転換した大きな改革であったというふうに思っております。しかし、この支援費制度にも幾つかの課題があったということも、否めないというふうに思っております。改めて、その課題を整理いたしますと、大きく4点あったように私は思っております。

1つ目には、障害種別ごとに大きなサービスの格差があったと。制度的にもさまざまな不整合な点があって、精神障害者は支援費制度すら入っていなかったことが事実です。次に、全国共通の利用ルールがないために、大きな地域間の格差がございました。最大で7.8倍というふうに聞いています。また、3点目ですが、働く意欲のある障害者の方が必ずしも働ける環境でないということです。4点目が、利用者数の急増に伴うサービス費用の増大と。ゆえに、制度の維持が困難になってきたということも理由であると。現在の我が国は人口減少社会に突入をいたしました。また、世界に類を見ない少子高齢化と。先日の報道にも、高齢化率――これは65歳以上の方の人口比率ですが、世界で一番と。また、ゼロ歳から15歳の人口比率は逆に世界で最低と。こういった人口構造の中で、国において我が党は責任ある与党として、持続可能な社会保障制度を構築してきたというふうに私は認識しております。その中で、この障害者福祉に関して自立支援法の成立に至ったというふうに思っております。この支援費制度の仕組みを法制化したのが障害者自立支援法である。そこで、この障害者自立支援法の成立によって、先ほど申しました4点の課題を解決して、障害者が地域で安定した生活を送れるような仕組みとともに、地域で障害者福祉を支え合っていくようにした法律であるというふうに思っております。そして、この10月からの障害者福祉施策を展開するに当たっては、その趣旨に沿った事業を展開しなければならない。また、利用者の立場に立った制度としなければならないと、このように考えております。

そこで、お聞きしますけれども、市は、この法律の理念をどのように理解をして、またどのような事業展開を考えているのか。先ほどいろいろありましたが、改めてお聞きいたします。

1問目は以上です。

#### No.111 福祉部長(伊藤和雄)

灰垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、支援費制度の施行の中で成立すべき課題が生じてきたことにつきましては、議員ご指摘のとおりと認識をいたしております。それらの課題を整理し、総合的な障害者施策を展開するために、平成16年10月に出されたものが今後の障害保健福祉施策についての、いわゆる改革のグランドデザイン案であり、また平成17年10月の障害者自立支援法の制定であると考えております。この障害者自立支援法のポイントといたしましては、障害者施策を3障害一元化する、就労支援の抜本的な強化、安定的な財源の確保などを通じて、障害者の方々も含め社会全体で安定した地域生活を支援し、安心して

暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的としたものであると考えているところでございます。我々といしましては、4月からの原則1割負担に続きまして、10月からの新事業体系の実施に向けましても、当事者及び関係者と種々の調整協議を行いながら、また理解もいただきながら、障害者の方々が住みなれた地域で安心して生活ができるように、地域生活支援事業も含めた事業展開をしようとしているところでございます。

以上でございます。

#### **No.112 灰垣和美議員**

10月から、地域生活支援事業ということで始まりますけれども、利用者負担も含めて、今お話がありました、これまで検討して協議を重ねた結果、この地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例ということで提案されたと、こういうことでいいのかなと思いますけれども、また、自立支援給付においても、新たな枠組みで事業展開がされようとしております。公明党議員団としても、この5月26日に障害者団体の皆さんと意見交換、いろいろご意見をちょうだいいたしまして、利用者の負担について、当然、厳しいご指摘がございましたし、また事業者におかれましても、運営費の基準額の減額によって施設の運営が困難であるというような訴えもございました。

また、先月12日ですけれども、私、交野市の指定特定身体障害者授産施設・交野自立センター、また社会福祉法人かたの福祉会「やわらぎ授産所」「てらサポートセンター」、また重度障害者多数雇用事業所・交野松下株式会社の3か所に、社会福祉法人の大阪府肢体不自由者協会常務理事の方、また大阪府健康福祉部障害保健福祉室から室長及び課長、さらには国会議員2人とともに視察をさせていただき、さまざまご意見をちょうだいいたしました。我が党はこれらの全国各地で開催しております、列島縦断フォーラムという名称ですけれども、いろんなご意見を伺う場をつくりまして、また各研修会において、それらいただいた声を集約して、障害者自立支援法の10月全面実施の前に、この法律が円滑に施行されるように、国に緊急の要望を行いました。その結果、円滑施行に向けた追加措置として6点ほど措置をちょうだいしました。回答をいただきました。先ほどもお話がありました、通所施設の障害児の負担を保育所の保育料程度にするとか、そういった回答を得たところです。これは障害者団体など、関係者の皆様から寄せられた切実な声を代弁した結果であるというふうに私は受けとめております。

そこで、お尋ねいたします。市は、これまで利用者、事業者、障害者団体――先ほど説明がありましたけれども、協議を行ってきて説明をしっかりと聞いて、もしくは協議を行って、新たな事業展開に利用する側の人たちの声をお聞きして、その声を実際にこの事業に反映できているのかどうか、市としての見解をお答えください。

2問目は以上です。

#### **No.113 福祉部長(伊藤和雄)**

灰垣議員の2問目にお答え申し上げます。

障害者自立支援法につきましては、今日まで20数回に及ぶ説明を関係者の皆さん等と行ってきたも

のでございます。障害者団体とも説明協議を行い、常日ごろから多くの声をお聞きするようになってきたところでございます。地域生活支援事業の10月実施に向けての話し合いも、障害者団体、施設関係者とも協議を行ってきたものであり、負担軽減措置も含め、市の考え方につきましては一定のご理解をいただいたものと考えております。また、この9月からは、個別にいただいておりますさまざまな要望事項につきましても懇談会などを行い、さらなる理解を得るよう努めてまいっているところでございます。

我々といしましては、当事者、関係者の声をお聞きし、反映できるところは反映してきたものと考えております。しかしながら、法に定められております運営費等の国庫基準につきましては、国の責任と負担においてなされるべきものと基本的には考えているところでございます。議員ご指摘のように、障害者の方々が安心してサービスを受けることができるように意見の集約に努め、今後も継続して課題の整理、解決に努めていくとともに、国にも強く働きかけてまいりたいと考えております。

#### **No.114 灰垣和美議員**

最後は要望という形になりますけれども、障害者の方々への福祉サービスが持続可能と申しますか、中断されることなく新しい制度に基づく障害者福祉サービスが円滑に施行され、かつ、現在の福祉サービスの水準を低下させないと、こういうことを切に希望しております。

先ほど、二木議員がおっしゃいました堺市のことを私も調べました。これは先ほどの公明党議員に対する答弁でありましたが、社会参加のために必要なガイドヘルパー事業ですが、身体障害者25時間、知的・精神障害者18時間、障害児の方10時間、施設入所者15時間、このガイドヘルパーの利用料を無料にすると、こういったことが市からの答弁でございました。他市の状況も先ほどいろいろお話がありましたけれども、もう一度、高槻市というところでも、この福祉サービス、障害者の方の安定した生活につながるような取り組みを強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。